

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第3条第2号の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす農業経営負担軽減支援資金の償還期限は、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。）とすることができる。</p> <p>(1) 融資機関が<u>令和3年3月31日</u>までに貸付けの決定を行ったものであること。</p> <p>(2) 融資機関から貸付けを受けた農業者等が、市町村長、知事等から次のいずれかの証明を<u>受けた者</u>であること。</p> <p>ア <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）</u>により、主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊等の被害を受けたことの証明</p> <p>イ [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第3条第2号の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす農業経営負担軽減支援資金の償還期限は、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。）とすることができる。</p> <p>(1) 融資機関が<u>令和4年3月31日</u>までに貸付けの決定を行ったものであること。</p> <p>(2) 融資機関から貸付けを受けた農業者等が、市町村長、知事等から次のいずれかの証明を<u>受け、かつ、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）</u>に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を<u>受けている者</u>であること。</p> <p>ア <u>東日本大震災津波</u>により、主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊等の被害を受けたことの証明</p> <p>イ [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる農業経営負担軽減支援資金から適用し、同日前に貸し付けられた農業経営負担軽減支援資金については、なお従前の例による。